

取扱員	入力

用途区分	一般用	工事区分	1	新設
			2	改造
	臨時用	工事区分	3	修繕
			4	撤去
			5	仮設
仮設		→ 本設		
口径変更		→		
集合住宅		戸・共用栓 栓		

受付	受付番号	申込年月日
	第 号	令和 年 月 日
分担金・保証金		分担金納付書事前発行
		円
設計審査手数料	工事検査手数料	手数料納付書事前発行
		円

工 事 施 工

- 1 私道
 - 2 市道
 - 3 県道
 - 4 国道
 - 5 区画街路
- 1 小穴
 - 2 中央
 - 3 横断

工事事業者	道路路線番号	道路コード	配管取出状況	既設管閉栓口径

配水管種類	配水管口径	引込管種類	引込管口径	既設管口径

- D = D I P
- A = A C P
- P = P P
- C = C I P
- H = H P P E

建築確認書	確認番号
	第 号
	確認年月日
	令和 年 月 日

土地区画整理事業		
1. 鶴・二	2. 西上	3. 大古
4. 南部西	5. 南部東	
街区		画地

その他の添付書類

.....

.....

.....

.....

所 見

.....

.....

.....

.....

給水装置工事申込書

（宛先）
八潮市長

年 月 日

住所
申込者 氏名 ㊟

住所
代理人 氏名 ㊟

八潮市上水道事業給水条例が契約の内容となることについて合意して、同条例第4条第1項の規定により、下記のとおり給水装置工事（新設 改造 修繕 撤去 仮設）の申込みをします。

記

給水装置工事場所	八潮市
給水装置所有者	フリカ ^ナ 氏名 連絡先 ー
用 途	一般用 臨時用
メーター口径	13mm 20mm 25mm 50mm 75mm 100mm

次の欄は、記入しないでください。

設計審査年月日 年 月 日

設計審査員㊟
.....㊟

受付番号	仮→本	分担金・保証金	給水担当者	財務担当者
新設、改造、修繕 撤去、仮設	ー から ー	円		

給水装置工事委任状

年 月 日

住 所
委任者
氏 名

⑩

私は、次の場所の給水装置の（新設 改造 修繕 撤去 仮設）工事
について下記の八潮市指定給水装置工事事業者に申込み及び工事の設
計、施行に関する一切の事項を委任いたします。

給水装置工事場所 八潮市 _____

受任者 八潮市指定給水装置工事事業者

所 在 地 _____

事 業 者 名 _____ ⑩

給水装置工事設計図（変更）

一次側及び二次側の平面図

（新設、改造、修繕、撤去、仮設）

注 新規設置部分については赤で、既設部分については黒で記入すること。

給水装置工事場所	八潮市
給水管取出口径	



作成者（主任技術者）

給水装置工事設計図（変更）立体図 （新設、改造、修繕、撤去、仮設）

注 新規設置部分については赤で、既設部分については黒で記入すること。

給水装置工事場所	八潮市
給水管取出口径	

作成者（主任技術者）

水 理 計 算 確 約 書

給水装置工事場所

給水装置所有者住所

給水装置所有者氏名

上記について、別紙給水装置工事検査（確認）表のとおり、水理計算について間違いのないことを確約します。

なお、水理計算書の添付は省略しますが、給水装置工事完了後、水量不足等が生じた場合は当方が責任をもって対処します。

ただし、水理計算書の提出の求めがあった場合には、応じることとします。

年 月 日

（ 宛 先 ）
八 潮 市 長

指 定 工 事 店 印

主 任 技 術 者 名 印

承認番号		工事場所		申請者名	
------	--	------	--	------	--

給水装置工事検査（確認）表

※確認欄には確認後○をつけること

書類審査 検査事項	検査項目	確認	備考
位置図	・ 工事箇所が明記されているか。		
平面図 及び 立体図	・ 方位が記入されているか。		
	・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されているか。		
	・ 平面図と立体図が整合しているか。		
	・ 境界が記入されているか。		
	・ 各部の材料、口径及び延長が記入されているか。		
	①給水管及び給水用具は性能基準適合品が使用されているか。 ②構造、材質基準に適合した適切な施工方法が取られているか。		
水理計算 について	・ 水理計算書の書式に損失水頭、動水勾配等正しく記入されているか。		

現地検査 検査種別及び検査事項	検査項目	確認	備考
屋外の 検査	1. 水道メータ、止水栓	・ メータは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられているか。	
		・ 検針、取替に支障がないか。	
		・ 止水栓の操作に支障がないか。	
		・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないか。	
	2. 埋設深さ	・ 埋設深さは適切か。	
3. きょう・ます類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合しているか。		
4. 止水栓	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあるか。		
配管	1. 配管	・ 延長、給水用具等の位置が設計図と整合しているか。	
		・ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないか。	
		・ 配管の口径、経路、構造等が適切であるか。	
		・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされているか。	
		・ 逆流防止の為に給水用具の設置、適切な吐出口空間の確保がなされているか。	
2. 接合	・ 適切な接合が行われているか。		
3. 管種	・ 性能基準適合品を使用しているか。		
給水用具	1. 給水用具	・ 性能基準適合品を使用しているか。	
	2. 接続	・ 適切な接合が行われているか。	
受水槽	1. 吐水空間の測定	・ 吐出口と越流面等との位置関係は適切に行われているか。	
	2. 受水槽	・ 異物やゴミ等が混入していないか。	
耐圧試験	・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどがいないか。		
機能検査	・ 通水した後、各給水栓用具からそれぞれ放流し、水道メータ経由の確認及び給水用具の吐出量、動作状態などに異常がないか。		
水質の確認	・ 臭い、味、濁り、色に異常がないか。		

上記事項を確認いたしましたので報告します。

年 月 日

指定工事事業者名

印

主任技術者名

印

給水装置工事完了検査申請書

（宛先）

八潮市長

年 月 日

住所
申込者
氏名

住所
代理人
氏名

印

給水装置（新設 改造 修繕 撤去 仮設）工事が完了したので、
八潮市上水道事業給水条例第6条第2項の規定により工事完了検査を
申請いたします。

記

給水装置工事場所 八潮市

工事検査の希望日 年 月 日

給水装置工事
承認年月日 年 月 日

給水装置工事
承認番号 第 号

処理番号	No.
処理年月日	
令和	年 月 日

メーター出庫申込書

令和 年 月 日

(あて先)
八潮市長

申込者 (使用者) 住所
フリガナ 氏名 印
連絡先電話番号

代理人 住所
フリガナ 氏名 印

下記のとおりメーターの出庫を申し込みます。

記

給水装置工事場所	
所有者住所	
所有者氏名	
※ 水道部記入 水栓コード	※ 水道部記入 加入者番号
年 月 日以降使用する。	
◎ 水道料金の支払者等が申込者住所と異なる場合は、次の欄にもご記入ください。	
水道料金の支払者氏名	印
水道料金請求先住所 連絡先電話番号	
※ 水道部記入 (メーター) (指定工事業者名)	
口径 mm No.	出庫時指針 m ³

※ メーターを2個以上出庫する場合は、「メーター出庫申込書(内訳)」を添付して下さい。

完了届チェックシート(道路占用・施工承認工専用)

※次の項目を占有者がレ点チェックし、完了届に添付して提出してください。【担当者名記入・押印 ㊟】

[道路占用許可書等交付後の手続きについて]

チェック欄	内 容
	1 道路占用許可書等については、当事務所で付している条件どおり施工されるよう、許可書等に添付されている書類(道路の復旧方法や道路の組成図など)の内容を工事請負業者や施工業者に周知している。
	2 着工時には、添付の「着工届」により、着工した旨を当事務所あてに連絡している。
	3 仮復旧中は仮舗装中である事及び占有者名、請負業者名、連絡先等明記の標示板を仮舗装区間100mおきに掲示し住民に周知した。
	4 仮復旧工事完了後、工事業者は工事内容の確認のため、速やかに発注者に仮復旧工事の工事写真を提出した。
	5 仮復旧工事完了後は、舗装劣化や近隣の住宅などで振動苦情が発生しないよう、掘削箇所が下がった場合には、随時、補修などの対応を行っている。
	6 前記の影響立会により、決まった範囲の本復旧工事が完了したら、遅滞なく、工事着手前の状況・工事施工中の状況・工事完了後の状況等の工事写真を添付した完了届を提出し、工事完了を届け出ることを知っている。
	7 舗装の切断は、路面に対し直線・垂直に行い、掘削箇所をはみ出す形で余分なカッター跡を残さないこと。仮復旧時にはカッター跡や舗装の継ぎ目、絶縁部については、目地埋めを行い、シールコートなどを使い、舗装を密着させている。
	8 舗装の敷均しの際には、アスファルト混合物の温度が摂氏120度を下回らないよう注意し、温度計とともに何度で敷均しを行ったか工事写真で明らかにしている。
	9 道路占用許可等に基づく工事については、占有許可申請者等は、完了検査が行われた以降は、工事の施工に係る道路施設物の損傷の復旧の責任義務を負い、道路管理者から、工事の施工に起因する損傷の復旧を指示されることを知っている。
	10 道路を横断して掘削する場合は片側交互通行が図れるよう、一車線を確保している。なお、工事中、工事箇所前後で渋滞が発生している場合には、工事状況に応じて両側車線を通行させるなどの対応を行っている。
	11 復旧工事は、原則として即日で行い、道路を一般交通に開放している。ただし、工事内容や工事箇所の延長に応じて、数日に分けて施工している。その場合、路面上が施工中の状況のまま、交通上支障がある状態では一般交通に開放していない。
	12 雨天降雨の中での工事や申請図面どおりの施工内容でない工事、工事写真から工事内容・転圧状況が確認できない工事及び復旧方法等施行条件を満たしていない場合については、再施行を指示されることを知っている。

[工事写真の撮影方法]

チェック欄	内 容
	1 施工前の状況(工事箇所の全景を違う方向から2枚程度、工事箇所の局部違う方向から2枚程度)
	2 施工後の状況(完成写真)(工事箇所の全景を違う方向から2枚程度、工事箇所の局部違う方向から2枚程度)
	3 工事箇所のカッター工の状況(1~2枚)
	4 舗装掘削工の状況(1~2枚)
	5 現況の舗装厚の状況・計測(1枚)
	6 路盤・路床掘削工の状況(1枚)
	7 占有物件の工事状況(状況がわかる程度の枚数)
	8 工事物件から舗装面までのGL計測(1枚)(以下、各転圧層ごとに、転圧状況及び転圧終了後の写真を撮影すること。)
	9 路床1層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	10 路床2層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	11 路床3層目以降各転圧状況(各1枚)、各転圧終了・各GL計測(各1枚)
	12 下層路盤工1層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	13 下層路盤工2層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	14 下層路盤工3層目以降各転圧状況(各1枚)、各転圧終了・各GL計測(各1枚)
	15 上層路盤工1層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	16 上層路盤工2層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	17 上層路盤工3層目以降各転圧状況(各1枚)、各転圧終了・各GL計測(各1枚)
	18 乳剤(プライムコート)散布状況(1~2枚)、養生砂散布状況(1~2枚)
	19 ダンプトラックによる運搬時の、アスファルト混合物の温度計測(1枚)
	20 敷均しの際の、アスファルト混合物の温度計測(1枚)
	21 舗装基層工1層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	22 舗装基層工2層目転圧状況(1枚)、転圧終了・GL計測(1枚)
	23 舗装基層工3層目以降各転圧状況(1枚)、各転圧終了・各GL計測(各1枚)
	24 乳剤(タックコート)散布状況(1枚)、養生砂散布状況(1枚)
	25 舗装表層工1層目転圧状況(1枚)、転圧終了(1枚)
	26 舗装の継目及び絶縁部へのシールコート剤散布状況(1~2枚)
	27 舗装面の原状復旧(センターラインなどの区画線や点字ブロックなど)施工状況(1~2枚)
	28 本復旧(仮復旧)した箇所に占有者の事業種別意匠の他、本復旧工事完了年月を舗装面上に明示する。(1枚)
	29 保安施設及び交通誘導員の配置状況(1~2枚)

水道メーター一時回収願い

年 月 日

(宛先)
八潮市長

住所
氏名 印

この度、八潮市 番地先に設置
されている下記の水道メーターを、「水道メーターの預かりに関する取扱要領
(平成21年7月15日市長決裁)」の規定により一時回収としたいので、よろしく
お願いいたします。

記

メーター口径 φ

メーター番号 ー

水栓コード

メーター亡失（棄損）届

年 月 日

（宛先）
八潮市長

住 所
氏 名
印

この度、八潮市 番地先に設置されていた下記の水道メーターを亡失（棄損）してしまいましたので八潮市上水道事業給水条例施行規程第16条第2項の規程により届け出いたします。

記

メーター口径 φ

メーター番号 ー

水栓コード

指定工事店

直結増圧給水に関する誓約書（新設・既設）

年 月 日

八潮市長

宛

給水装置工事申込者（所有者）

住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号

給水装置の設置場所	八潮市	番地
	(建物の名称)	
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称	
	電話番号	印
増圧給水設備等の管理者	氏名又は名称	
	電話番号	印

上記の建物における直結増圧給水について、次のことを誓約いたします。

- 1 増圧給水設備の特徴を理解し、次の事項について使用者等に周知させるとともに、増圧給水設備についての苦情を市に一切申し立てません。
 - ① 停電や故障により増圧給水設備が停止した時、又は制限給水時等により一時的な断水や、水压低下に伴う出水不良が発生した時は、緊急用散水栓を使用します。
 - ② 市の配管工事や分水工事等の際に、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。
- 2 増圧給水設備の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うとともに、必要のつど随時に保守点検又は修繕を行います。
- 3 増圧給水設備設置に起因して逆流又は漏水が発生し、市及びその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。
- 4 既設給水管の使用による直結増圧給水とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは配管の布設替え等を所有者又は使用者の責任において行い、市の指示に従い速やかに改善します。
- 5 増圧給水設備の所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの設備が条件付きのものであることを熟知させ、当該誓約事項及び次の事項について責任をもって継承します。
 - ① この設備を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの設備の使用上の注意等を熟知させます。
 - ② この設備を設置した建物を第三者に分譲する場合は、買い主等にこの設備が条件付きであることを熟知させ引継ぎいたします。
- 6 増圧給水設備以下の給水装置に各戸量水器（市で検針、料金徴収を行う）を設置した場合、量水器の管理及び計量に支障がないように管理するとともに、計量法に基づく量水器の交換及び量水器異常等による交換の際には、市が行う断水工事等に協力します。
- 7 市が保守点検状況の確認を求めた場合は、点検結果報告書等を提出いたします。
- 8 増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の故障等の場合に備え、非常時の緊急連絡先を設備本体、管理人室等に明示いたします。
- 9 上記の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備に起因する紛争等については、当事者間で解決し、市に一切迷惑をかけません。

別紙

年 月 日

(宛先)
八 潮 市 長

3 階建建物直結給水に係る覚書

- 1 給水申請承認後、給水装置の改造はしません。
- 2 将来配水管の水圧、水量等の変動により、水圧低下を生じ、当方の給水に支障を来すときは、自費で、設備を設置し、異議申立をしません。
- 3 本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について、譲渡人等に継承いたします。

下記の申請地における3階建建物へ直結給水を受けるにあたり、覚書を遵守します。

申 請 地 八潮市

給水装置の所有者 住 所

氏 名

印

貯水槽水道届出書

（新設・内容変更・休止・廃止）

年 月 日

(1) 建物名					
(2) 所在地					
(3) 設置者（所有者） の住所（勤務地） 職名・氏名・ 電話番号	〒		電 話		
	住 所		氏 名		
I 設 置 施 設 概 要	(1) 規 模	地下 階、 地上 階、 延床面積 m ² 、 年 月竣工			
	(2) 用 途	主たる用途	①集会施設②住宅③宿泊施設④医療施設⑤店舗⑥レジャー娯楽 ⑦車庫⑧学校⑨事務所⑩工場、作業所○その他（ ）		
		従たる用途	①集会施設②住宅③宿泊施設④医療施設⑤店舗⑥レジャー娯楽 ⑦車庫⑧学校⑨事務所⑩工場、作業所○その他（ ）		
	(3) 人 口	・居住人口 人 ・戸数 戸 ・勤務人口 人			
	(4) 給水方法	高架水槽が	①ある（基） ②ない	圧力水槽が	①ある（基） ②ない
	(5) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に指定された「特定建築物で	①ある ②ない			
(6) その他の 特記事項					
II 受 水 槽	(1) 水 源	①上水道 ②簡易水道 ③通常は①又は②を使用し、非常のときのみ井戸を使用			
	(2) 容 量	m ³ ×	基	計	m ³
	(3) 有効容量	m ³ ×	基	計	m ³
	(4) その他の 特記事項	・材質…FRP・コンクリート・鋼製・その他（ ） ・配管材質…鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニール管・その他（ ）			

※内容変更・休止・廃止する場合は、かならず再提出ください。

（内容変更する部分は、赤色記入により提出。）

年 月 日

水道直結型スプリンクラー設置条件承諾書

八 潮 市 長 宛

水道直結式スプリンクラー設備がある設置の場所	八潮市
申請者（所有者）の住所・氏名	住 所 氏 名 (印)

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

- 1 災害・その他正当な理由（制限給水時、事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、貴市に対する一切の責任を問いません。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても貴市に対する一切の責任を問いません。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物、部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させます。
- 4 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者より貴市へ所有者の変更届及び承諾書を提出させます。